

令和 5 年度 税制改正 要望事項 ( 新設 ・ 拡充 ・ 延長 )

(厚生労働省年金局企業年金・個人年金課)

項目名	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長		
税目	法人税		
要望の内容	<p>企業年金等（厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金、勤労者財産形成給付金及び勤労者財産形成基金）の積立金に対する特別法人税について、これらの普及を図るため、及び健全な運営を確保するため、政府税制調査会において議論が行われる老後の生活等に備える資産形成に係る税制の包括的な見直しに併せて撤廃を行う。また、特別法人税の撤廃に至るまで、課税停止措置の延長を行う。</p> <p>(参照条文)                  法人税法第 7 条、第 9 条、第 83 条、第 84 条、第 87 条、第 145 条の 2、第 145 条の 3 及び第 145 条の 4                  地方税法第 51 条第 1 項及び第 314 条の 4 第 1 項、地方法人税法第 10 条                  租税特別措置法第 68 条の 5</p>		
容		平年度の減収見込額	－ 百万円
		(制度自体の減収額)	( － 百万円)
		(改正増減収額)	( － 百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>企業年金・個人年金は、公的年金と相まって高齢期の所得確保を図るための制度であり、また、勤労者財産形成給付金・基金制度は、勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定を図るための制度であり、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、これらの充実を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>企業年金等に関する税制は、掛金拠出時は非課税、資産運用時は積立金に特別法人税課税（課税凍結中）、給付時は課税（公的年金等控除及び退職所得控除等の対象）となっている。</p> <p>そうした中で特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少し（特に、個人が運用指図を行う確定拠出年金では、個人ごとに区分された資産額が減少することとなる。）、積立状況の悪化につながり、運用結果が赤字の場合にも課税されるため、さらに財政状況の悪化を招く可能性があるなど、年金資産の運用に著しい影響があることから、企業年金等の普及の大きな阻害要因となる。このため、運用時の特別法人税課税を撤廃し、又は撤廃に至るまで課税停止措置を延長し、企業年金等の健全な育成及び適正な運営を図る必要がある。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅳ 非正規雇用労働者の処遇改善、女性の活躍推進や均等待遇、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること</p> <p>施策大目標3 働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること</p> <p>施策目標3-2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること</p> <p>基本目標Ⅹ 高齢者ができる限り経済的に自立できるよう、所得確保の仕組みの整備を図ること</p> <p>施策大目標1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること</p> <p>施策目標1-2 高齢期の所得保障の重層化を図るため、私的年金制度の適切な整備及び運営を図ること</p>
		政策の達成目標	企業年金・個人年金制度の充実・普及を図ることにより、公的年金と相まって国民の高齢期の所得確保を図るとともに、勤労者の財産形成を促進することにより、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置を要望
		同上の期間中の達成目標	企業年金・個人年金制度の充実・普及を図ることにより、公的年金と相まって国民の高齢期の所得確保を図るとともに、勤労者の財産形成を促進することにより、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定を図る。
		政策目標の達成状況	—
		有効性	要望の措置の適用見込み
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）		企業年金等の積立金の確保ないし普及の促進により、公的年金と相まって国民の高齢期の所得確保が図られるとともに、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定が図られる。
	相当性		当該要望項目以外の税制上の措置

		<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> <p>—</p>	
		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> <p>—</p>	
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>企業年金等の積立金の確保ないし普及の促進により、公的年金と相まって国民の高齢期の所得確保が図られるとともに、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定が図られる。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p> <p>—</p>	
		<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p> <p>—</p>	
		<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p> <p>—</p>	
		<p>前回要望時の達成目標</p> <p>—</p>	
		<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> <p>—</p>	
	<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 11 年度、平成 13 年度、平成 15 年度、平成 17 年度、平成 20 年度、平成 23 年度、平成 26 年度、平成 29 年度及び令和 2 年度税制改正要望において、特別法人税撤廃を要望し、平成 11 年度、平成 13 年度、平成 15 年度、平成 17 年度、平成 20 年度、平成 23 年度、平成 26 年度、平成 29 年度及び令和 2 年度において、課税停止が延長されている。</p>	